平成２３年（フ）第１８４号
沖縄県沖縄市美里１丁目28番８号　コーポとがわ304号
債務者　徳田亜希子
1　決定年月日時　平成23年８月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１６９９号
横浜市磯子区洋光台３丁目13番２―1003号
債務者　山本　寿浩
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７５号
長崎県佐世保市江迎町田ノ元538番地
債務者　吉永　礼子
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月７日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第２１５号
長崎県佐世保市黒髪町6510番地211
債務者　古賀　勝利
1　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月７日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第４５６号
川崎市多摩区登戸2519番地　小林コーポ303、前住所川崎市多摩区宿河原１丁目26番12号大国荘101
債務者　高橋　幸一
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第９５４号
東京都小金井市前原町５丁目１番６号
債務者　山下　京子
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２０３７号
神奈川県海老名市杉久保南１丁目１番１―206号
債務者　武尾　哲也
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１０２号
横浜市青葉区桂台２丁目８番地13　ハイツタチバナＡ２―２
債務者　仲田　正子
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１１４号
神奈川県茅ヶ崎市浜見平14番３―811号
債務者　熊野　久子（旧姓竹越）
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月７日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１１８号
神奈川県大和市南林間８丁目13番17号
債務者　勝沢　菊江
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月７日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３８８号
静岡県焼津市西島186番地の１
債務者　齋藤　崇道
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４０９号
静岡県榛原郡吉田町片岡69番地の４、旧住所静岡市葵区古庄５丁目１番２号
債務者　池ヶ谷美幸（旧姓長倉）
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４５４号
川崎市高津区二子３丁目12番27―301号　アーバンハウスタツミ
債務者　下山　陽也
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３６３号
静岡県掛川市宮脇98番地の１　ベルメゾン８―B101号室
債務者　中岡　　亮
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月７日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第３９５号
静岡県磐田市東新町２丁目６番19号
債務者　大上志保子
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月７日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係